

議事日程第2号

平成23年9月13日（火）午後1時開議

- 第1議案第 106号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例及び盛岡市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第2議案第 107号 盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 第3議案第 108号 盛岡市教育委員会の委員の任命について
- 第4議案第 109号 盛岡市監査委員の選任について
- 第5議案第 110号 盛岡市公平委員会の委員の選任について
- 第6 閉会中の継続調査について

発議案第7号

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成23年9月12日

提出者	盛岡市議会議員	佐々木	弥	一
賛成者	盛岡市議会議員	細川	光	正
〃	〃	中村		亨
〃	〃	村田	芳	三
〃	〃	兼平	孝	信
〃	〃	鈴木		努
〃	〃	豊村	徹	也
〃	〃	金沢	陽	介
〃	〃	佐藤	栄	一
〃	〃	高橋	重	幸
〃	〃	庄子	春	治
〃	〃	工藤	由	春
〃	〃	伊達	康	子
〃	〃	守谷	祐	志

盛岡市議会議長

様

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

盛岡市議会委員会条例（昭和31年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「11人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会運営委員会の委員の定数を改めようとするものである。

報告第 32 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 9 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

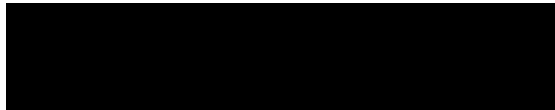
平成23年 7 月15日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方



2 損害賠償の額 金 117,575円也

3 損害賠償の原因

平成22年12月10日盛岡市紺屋町 5 番地内において、市道紺屋町 3 号線を自動車で行中、剪定した街路樹の枝が落下し車両を損傷したことによる。

報告第 33 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 9 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

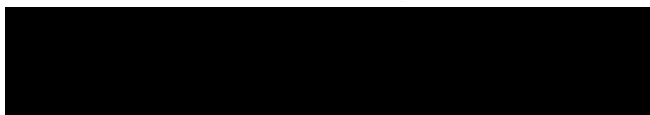
平成23年 7 月20日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方



2 損害賠償の額 金 139,026円也

3 損害賠償の原因

平成23年 4 月30日盛岡市月が丘一丁目地内において、市道青山三丁目月が丘三丁目線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 34 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 9 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

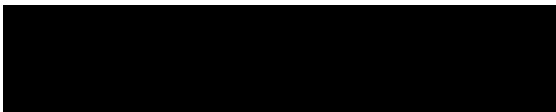
平成23年 7 月20日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方



2 損害賠償の額 金 3,465円也

3 損害賠償の原因

平成23年 5 月21日盛岡市みたけ六丁目地内において、市道みたけ56号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 35 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 9 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

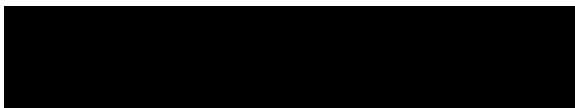
平成23年 8 月 1 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方



2 損害賠償の額 金 171,034円也

3 損害賠償の原因

平成23年 2 月17日盛岡市都南体育館駐車場内において、体育館屋根の雪止めが落下したことにより、駐車している相手方の車両を損傷させたことによる。

報告第 36 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 9 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市産業支援センター条例及び盛岡市新事業創出支援センター条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 8 月11日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市産業支援センター条例及び盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を改正する条例

（盛岡市産業支援センター条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市産業支援センター条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「平成14年総務省告示第 139号」を「平成21年総務省告示第 175号」に、「デザイン・機械設計業」を「デザイン業，機械設計業」に改める。

（盛岡市新事業創出支援センター条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市新事業創出支援センター条例（平成19年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「平成14年総務省告示第 139号」を「平成21年総務省告示第 175号」に、「デザイン・機械設計業」を「デザイン業，機械設計業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 37 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 9 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

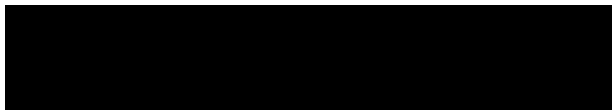
平成23年 8 月11日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方



2 損害賠償の額 金38,798円也

3 損害賠償の原因

平成23年 3 月11日盛岡市玉山区馬場字馬場地内において、公用車が国道 4 号を走行中、凍結した路面をスリップし、対向してきた車両に衝突して相手方を負傷させたことによる。

報告第 38 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 9 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市有校舎等使用料条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 8 月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市有校舎等使用料条例等の一部を改正する条例

（盛岡市有校舎等使用料条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市有校舎等使用料条例（昭和23年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

（盛岡市生活改善センター条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市生活改善センター条例（昭和49年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

（盛岡市市民プール条例の一部改正）

第 3 条 盛岡市市民プール条例（昭和51年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

（盛岡市都市公園条例の一部改正）

第 4 条 盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

（盛岡市地区活動センター条例の一部改正）

第 5 条 盛岡市地区活動センター条例（昭和54年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

（盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部改正）

第 6 条 盛岡市屋外スポーツ施設条例（昭和54年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

（盛岡市公民館条例の一部改正）

第7条 盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市武道館条例の一部改正）

第8条 盛岡市武道館条例（昭和56年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市地区振興センター条例の一部改正）

第9条 盛岡市地区振興センター条例（昭和57年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市子ども科学館条例の一部改正）

第10条 盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部改正）

第11条 盛岡市コミュニティ防災センター条例（昭和59年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市原敬記念館条例の一部改正）

第12条 盛岡市原敬記念館条例（昭和60年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市先人記念館条例の一部改正）

第13条 盛岡市先人記念館条例（昭和62年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市勤労福祉会館条例の一部改正）

第14条 盛岡市勤労福祉会館条例（昭和62年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市アイスアリーナ条例の一部改正）

第15条 盛岡市アイスアリーナ条例（平成元年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市文化会館条例の一部改正）

第16条 盛岡市文化会館条例（平成2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市屋内ゲートボール場条例の一部改正）

第17条 盛岡市屋内ゲートボール場条例（平成2年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市森林公園条例の一部改正）

第18条 盛岡市森林公園条例（平成3年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市農業構造改善センター条例の一部改正）

第19条 盛岡市農業構造改善センター条例（平成4年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市体育館条例の一部改正）

第20条 盛岡市体育館条例（平成4年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市ふるさと学習センター条例の一部改正）

第21条 盛岡市ふるさと学習センター条例（平成7年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市弓道場条例の一部改正）

第22条 盛岡市弓道場条例（平成8年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市球技場条例の一部改正）

第23条 盛岡市球技場条例（平成11年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市観光文化交流館条例の一部改正）

第24条 盛岡市観光文化交流館条例（平成12年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市てがみ館条例の一部改正）

第25条 盛岡市てがみ館条例（平成12年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市余熱利用健康増進センター条例の一部改正）

第26条 盛岡市余熱利用健康増進センター条例（平成13年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市中高齢者勤労福祉センター条例の一部改正）

第27条 盛岡市中高齢者勤労福祉センター条例（平成14年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（盛岡市遺跡の学び館条例の一部改正）

第28条 盛岡市遺跡の学び館条例（平成16年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(盛岡市野球場条例の一部改正)

第29条 盛岡市野球場条例(平成16年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(盛岡市農民研修センター条例の一部改正)

第30条 盛岡市農民研修センター条例(平成17年条例第84号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(盛岡市健康増進センター条例の一部改正)

第31条 盛岡市健康増進センター条例(平成17年条例第86号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(盛岡市就業改善センター条例の一部改正)

第32条 盛岡市就業改善センター条例(平成17年条例第87号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(盛岡市活性化センター条例の一部改正)

第33条 盛岡市活性化センター条例(平成17年条例第88号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート条例の一部改正)

第34条 盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート条例(平成17年条例第93号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(盛岡市コミュニティセンター条例の一部改正)

第35条 盛岡市コミュニティセンター条例(平成17年条例第94号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(盛岡市運動公園条例の一部改正)

第36条 盛岡市運動公園条例(平成17年条例第118号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

(盛岡市歴史文化館条例の一部改正)

第37条 盛岡市歴史文化館条例(平成22年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 9 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市下水道条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 8 月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例

盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項第 5 号中「排水設備責任技術者」を「排水設備工事責任技術者」に、「財団法人岩手県下水道公社」を「公益財団法人岩手県下水道公社」に、「排水設備責任技術者名簿」を「排水設備工事責任技術者名簿」に、「排水設備責任技術者証」を「排水設備工事責任技術者証」に改める。

第 7 条の 3 第 1 項第 2 号中「排水設備責任技術者」を「排水設備工事責任技術者」に改める。

第 7 条の 7 の見出し及び同条第 1 項中「排水設備責任技術者」を「排水設備工事責任技術者」に改め、同条第 2 項中「排水設備責任技術者」を「排水設備工事責任技術者」に、「排水設備責任技術者証」を「排水設備工事責任技術者証」に改める。

第 7 条の 8 第 1 項第 4 号中「排水設備責任技術者」を「排水設備工事責任技術者」に改める。

第 7 条の 10（見出しを含む。）中「排水設備責任技術者」を「排水設備工事責任技術者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に交付されている排水設備責任技術者証は、改正後の盛岡市下水道条例第 7 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 7 条の 7 第 2 項の排水設備工事責任技術者証とみなす。

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 106 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例及び盛岡市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第 107 号	盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	別紙
議案第 108 号	盛岡市教育委員会の委員の任命について……………	別紙
議案第 109 号	盛岡市監査委員の選任について……………	別紙
議案第 110 号	盛岡市公平委員会の委員の選任について……………	別紙

議案第 106 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例及び盛岡市教育長の給与等に関する
条例の一部を改正する条例について

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例及び盛岡市教育長の給与等に関する条例の一部
を次のとおり改正するものとする。

平成23年 9月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例及び盛岡市教育長の給与等に関する
条例の一部を改正する条例

(盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第 2 号）の一部を次のよ
うに改正する。

附則に次の 3 項を加える。

26 市長の給料は、平成23年 9月13日から平成24年 3月31日までの間、第 4 条の規定にかかわら
ず、月額 108万円とする。

27 平成23年 9月 2 日に在職する市長に同日から始まる任期について支給する退職手当の額に係
る第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項の表中「 100分の70」とあるのは、「 100分の
35」とする。

28 前項の市長が同項の任期中に選任した副市長、監査委員、固定資産評価員及び地方公営企業
の管理者に支給する退職手当の額に係る第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項の表中「
100分の40」とあるのは「 100分の30」と、「 100分の20」とあるのは「 100分の18」と、「
100分の25」とあるのは「 100分の22」とする。

(盛岡市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市教育長の給与等に関する条例（平成 4 年条例第84号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

5 平成23年 9月 2 日に在職する市長の同日から始まる任期中に任命された教育長に支給する退
職手当の額に係る第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「 100分の25」とあるのは、
「 100分の22」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の給料並びに常勤の特別職の職員のうち市長、副市長、監査委員、固定資産評価員及び地方
公営企業の管理者並びに教育長の退職手当を一定期間減額しようとするものである。

議案第 107 号

盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を盛岡市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第 423条第 3 項の規定により同意を求める。

平成23年 9 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

東海林 寛 子

議案第 108 号

盛岡市教育委員会の委員の任命について

次の者を盛岡市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和31年法律第 162号) 第 4 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成23年 9 月 12 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

松 尾 正 弘



議案第 109 号

盛岡市監査委員の選任について

市議会議員のうちから選任される盛岡市監査委員に熊谷喜美男を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 196条第 1 項の規定により同意を求める。

平成23年 9 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

議案第 110 号

盛岡市公平委員会の委員の選任について

次の者を盛岡市公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 9条の2第2項の規定により同意を求める。

平成23年9月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

矢 吹 悦 延

平成 23 年 9 月 13 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

議会運営委員長 菊 田 隆

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 68 条の規定により申し出ます。

記

事 件	理 由	期 間
(1) 議会運営について (2) 議会の会議規則、委員会に関する事項について (3) 議長の諮問に関する事項について	調査検討を要する	平成 25 年 9 月 11 日まで

平成 23 年 9 月 13 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

総務常任委員長 遠 藤 政 幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 68 条の規定により申し出ます。

記

事 件	理 由	期 間
(1) 行政組織及び事務能率について (2) 消防団及び防災について (3) 総合計画及び財政計画等について (4) 広聴及び広報について (5) 交通安全について (6) 国際交流について (7) 青少年及び女性に関する施策について (8) 市民活動及び消費生活について (9) 国民健康保険及び国民年金について (10) その他総務常任委員会の所管に属する事項について	調査検討を要する	平成 25 年 9 月 11 日まで

平成 23 年 9 月 13 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

教育福祉常任委員長 天 沼 久 純

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 68 条の規定により申し出ます。

記

事 件	理 由	期 間
(1) 保健衛生について (2) 社会福祉及び社会保障について (3) 病院事業運営等について (4) 学校教育及び社会教育等について (5) 保健体育等について (6) その他教育福祉常任委員会の所管に属する事項について	調査検討を要する	平成 25 年 9 月 11 日まで

平成 23 年 9 月 13 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

産業環境常任委員長 後 藤 百合子

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 68 条の規定により申し出ます。

記

事 件	理 由	期 間
(1) 環境施策について (2) 環境保全及び公害防止について (3) 廃棄物処理及び清掃について (4) 農林業、商工業及び観光物産等 について (5) 市場運営等について (6) その他産業環境常任委員会の所 管に属する事項について	調査検討を要する	平成 25 年 9 月 11 日まで

平成 23 年 9 月 13 日

盛岡市議会議長 村 田 芳 三 様

建設常任委員長 藤 村 秀 利

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 68 条の規定により申し出ます。

記

事 件	理 由	期 間
(1) 道路及び河川等について (2) 交通施策について (3) 住宅について (4) 都市計画及び公園について (5) 土地区画整理及び市街地の再開 発について (6) 上下水道について (7) その他建設常任委員会の所管に 属する事項について	調査検討を要する	平成 25 年 9 月 11 日まで

議 員 派 遣 報 告 書

平成 23 年 9 月 13 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則第 117 条第 1 項ただし書の規定に基づき、議長において次のとおり議員派遣の決定をしたので報告する。

1 平成 24 年度国予算に対する統一要望

- (1) 派遣目的 平成 24 年度国予算に対する政務三役等への要望
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣期間 平成 23 年 7 月 8 日
- (4) 派遣議員 佐藤妙子副議長

2 第 49 回知事を囲む懇談会

- (1) 派遣目的 県内各市の重要課題について知事との懇談
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 23 年 7 月 29 日
- (4) 派遣議員 佐藤妙子副議長

3 平成 23 年度県に対する市町村要望

- (1) 派遣目的 平成 24 年度県予算に対する県への要望
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 23 年 8 月 4 日
- (4) 派遣議員 佐藤妙子副議長